

明示書

平成 27 年 10 月 1 日更新

四谷学院通信講座

弊社で開設している講座のうち、教育訓練給付制度の対象となる講座について、厚生労働省の定めるところに従い、次のとおり情報を開示いたします。

0. 講座の基本情報

講座の名称 ケアマネジャー試験対策講座

実施方法 通信教育（スクーリング有）

指定講座番号 14199-152004-3

講座の創設年月日 平成 26 年 4 月 1 日

訓練期間 5 カ月

総訓練時間 120 時間

1. 教育訓練目標

- ①取得目標とする資格の名称、目標レベル 介護支援専門員（通称ケアマネジャー）
- ②①に係る資格・試験等の実施機関名称 公益財団法人社会福祉振興・試験センター
- ③当該資格等を取得するための要件または受験資格等 「特定の法定資格（介護福祉士、看護師、社会福祉士等）に基づく業務」「生活相談員や支援相談員としての相談援助業務」「相談支援専門員や主任相談支援員として法に規定する事業」のいずれかに従事した期間が 5 年以上である者（厚生労働省 老健局振興課「介護保険最新情報 vol.420」の「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正について）
- ④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況 介護福祉分野

2. 教育訓練の内容

教科（カリキュラム）		使用教材名
介護支援分野	40 時間	テキスト、演習トレーニング、添削課題
保健医療サービス分野	40 時間	テキスト、演習トレーニング、添削課題
福祉サービス分野	40 時間	テキスト、演習トレーニング、添削課題

3. 受講者となるための要件

- ①受講するに当たって必要な実務経験等 規定なし
- ②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準 介護保険法による試験の受験資格を満たすこと（第 69 条の 2「厚生労働省令で定める実務の経験を有する者」、厚生労働省 老健局振興課「介護保険最新情報 vol.420」）

4. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

- ①「1. 教育訓練目標」に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法 添削課題の提出（全 1 回）により、受講生の学習到達度を把握する。
- ②（通信制講座の場合）スクーリングの実施場所、時期、期間・回数 年 1 回、スクーリングの実施についてアンケートを実施し、希望数に応じて実施。

5. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法

添削課題（全 1 回）を受講開始から 5 か月間の訓練期間内に提出しており、正解率が 7 割以上であること。

6. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法

- （1）受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法
受講生が学習を進めていく中で、疑問点があった場合には、メールや郵送、ファックスにより質問を受け付けることにより、個別に指導している。また、インターネット「受講生専用ページ」によくある質問、学習のコツを掲載している。
- （2）受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制
インターネットに「受講生専用ページ」を設けて、資格試験に関する最新の情報を提供している。また、毎年、法改正などにより教材に変更が生じた場合には、変更箇所をまとめた冊子を全受講生に公開している。

7. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

教育訓練給付金対象講座の指定期間 平成 30 年 9 月 30 日まで

過去 1 年の講座実績 入講者数（累積） 8 人 修了者数 2 人

（1）受講修了者による講座の評価等

①回答者総数 1 人

②受講開始時の就業状況等（A：就業者計 1 人 B：非就業者計 0 人）

正社員 1 人 / 非正社員、派遣社員 / その他の就業（自営業等） / 学生 / 求職中 / その他（主婦、無職等） 0 人

③就業中の受講者による講座の評価（選択肢・選択した人数） 回答合計数 1 人

処遇の向上（昇進、昇格、資格手当等）に役立つ（1 人） / 配置転換等により希望の業務に従事できる / 社内外の評価が高まる / 円滑な転職に役立つ / 趣味・教養に役立つ / その他の効果 / 特に効果はない

④就業していない受講者による講座の評価（選択肢・選択した人数） 回答合計数 0 人

早期に就職できる / 希望の職種・業界で就職できる / より良い条件（賃金等）で就職できる / 趣味・教養に役立つ / その他の効果 / 特に効果はない

⑤受講者の就業状況（回答合計数 0 人）

受講中又は受講修了後 3 か月以内に就職した / 受講修了後 3～6 か月以内に就職した / 受講修了後 6～12 か月以内に就職した / 就職していない

⑥講座の全体評価（回答合計数 1 人）

大変満足（1 人） / おおむね満足 / どちらとも言えない / やや不満 / 大いに不満

（2）資格取得状況

昨年度内の受講修了者数 8 人

受講修了者のうち目標資格の受験者数 6 人（受験率 75.0%）

目標資格の受験者数のうち合格者数 4 人（合格率 66.7%）

回答者数 6 人

8. その他の事項

指定教育訓練実施者名及び代表者名 ブレーンバンク株式会社（代表者：植野治彦）

住所及び連絡先 東京都新宿区四谷 1-10（TEL：03-3357-8401）

施設名称及び施設長名 四谷学院通信講座（施設長：岸田瑞代）

住所及び連絡先 神奈川県横浜市西区平沼 1-37-19 四谷学院ビル（TEL：045-321-6981）

給付制度担当部署・者 企画制作課（担当者：日比野篤）

TEL 045-321-6981

教育訓練経費 一括払、分割払いいずれも可

（１）教育訓練給付金の対象となる経費 52,400 円

受講料 48,800 円（入学科不要・任意の教材費 3,600 円）

（２）教育訓練給付金の対象外となる経費 0 円

副読本代、実習等に伴う交通費・宿泊費、施設維持費、その他（法人への寄付金、PC の損害保険料、情報誌代）等、教育訓練給付金の対象外となる経費は発生しない

9. 教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

（１）教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学科及び受講料（最大１年分）に限られます。

（２）受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

（３）現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学科及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

（４）教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合

には、教育訓練給付金は支給されません。また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

以上